

生活道路拡幅整備事業

所沢市生活道路拡幅整備要綱（平成8年4月1日施行）

私たちの身近にある生活道路は
生活環境を整備していくうえで
極めて重要なものです。

また、災害時の避難路としても
重要な役割を果たしています。

しかし

所沢市には幅員が4.2メートルに満たない道路や
すみ切りの無い道路がたくさんあり
防災活動や交通、日照や通風など
住みやすい環境をつくるうえで
大きな障害となっています。

そこで

所沢市ではこのような状況の解消をめざし
「生活道路拡幅整備事業」を進めています。
安全で住みよいまちづくりを進めるための事業に
市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

絆、自然、文化

元気あふれる『よきふるさと所沢』



所 沢 市

令和6年4月

1 事業の対象

幅員が 1.8 メートル以上 4.2 メートル未満の市道が対象です。その対象となる市道の道路後退や、かど敷地のすみ切りを整備します。なお、この条件を満たしていても対象外となる場合がありますので、建設総務課にお問い合わせください。

★道路後退

道路中心線より 2.1 メートル後退した所までを整備します。

★かど敷地とすみ切り

市道等が交わるかど敷地は、道路後退と共にすみ切りの部分(道路後退した敷地のかどを頂点とし、それを挟む両辺が 2 メートルの二等辺三角形)を整備します。

2 拡幅整備協議

生活道路拡幅整備事業の対象となる敷地に建物を建築する場合、拡幅整備に協力していただける方は、協議書の申請をお願いします。建築の計画がありましたら、建築業者あるいは測量業者の方々に、早めにご相談ください。

協議内容

★後退部分の維持管理について

後退部分について、寄附又は整備承諾をいただけるか協議します。また、土地所有者に寄附の意志がない限り、所有権の移転をすることはありません。また、申請予定地及び申請予定地の前面道路（申請地側）に電柱等がある場合、関係機関と協議して、民地内への移設をお願いします。

★物件移転補償について

かど敷地等で、道路後退の用地とすみ切りの用地にある塀や生け垣などについては、その移転又は撤去について補償の対象としていますので、あらかじめその対象物の確認や撤去の時期について協議をします。

事前相談

建設総務課

拡幅整備協議申請

建設総務課

※添付書類
案内図・公図・地積測量図
※物件補償対象地の場合は
補償対象物件調査申請書を
併せて提出して下さい。

建築確認申請

建築指導課
指定確認検査機関
拡幅整備協議書の
收受された写しを
添付して下さい。

3 後退部分の測量・分筆登記

道路の境界がはっきりしない場合は、建設総務課で道路境界立会いについてご相談ください。道路境界が決まりましたら、後退部分の測量と分筆登記を済ませていただき、その図面等を建設総務課に提出してください。

注) 後退部分を寄附いただける場合、その部分に抵当権等が設けられているときは、あらかじめ抹消手続きをお願いします。

道路境界立会い
建設総務課

後退部分の測量
・分筆登記
土地所有者等

4 報償金・補償金の制度

拡幅整備に伴う測量・分筆登記にかかった費用、及び寄附していただいた後退部分に対して、報償金をお支払いします。また、かど敷地等で生け垣などの撤去及び移転が必要になった場合、その物件の補償金をお支払いします。詳しいことは裏面の別表を参照のほか、建設総務課までお問い合わせください。

かど敷地等の
補償物件の調査
建設総務課

後退部分の物件の
撤去
土地所有者等

5 後退部分の整備工事

後退部分は市で道路状に整備します。後退部分と玄関や車庫等の入口に段差がつかないように、外構工事の着手前に整備方法や時期についてご相談ください。

寄附申請
建設総務課

報償金・補償金
の支払い
建設総務課

6 減免の手続き

道路状に整備承諾した後退部分の固定資産税・都市計画税の減免については、資産税課にお問い合わせください。

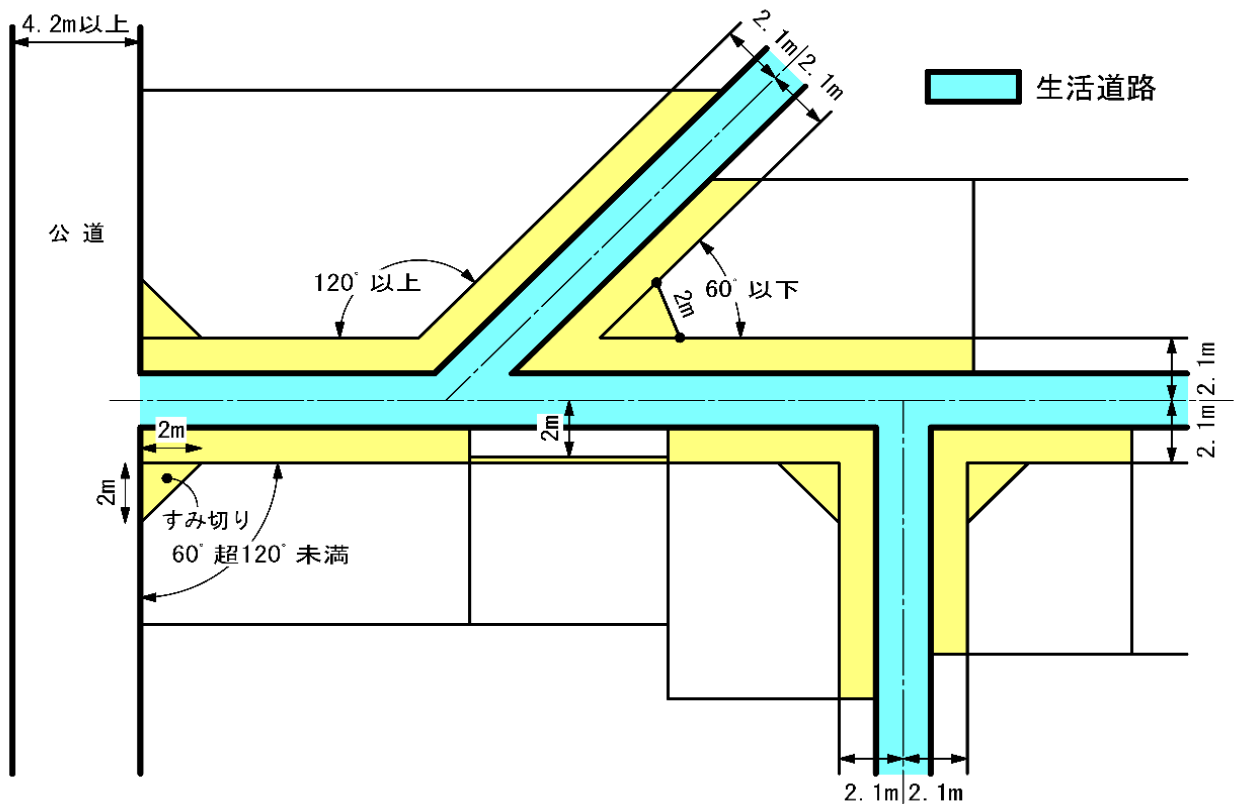
後退部分の
整備工事
建設総務課

別表 報償金及び補償金交付基準

〔開発事業（所沢市街づくり条例第21条第1項）の適用対象のものについては除外となります。〕

	報償・補償対象	報償・補償金額
(1)	測量及び分筆登記に対する報償金額 [対象一寄附・無償使用承諾（分筆）]	実際に要した金額。ただし、20万円を限度とする。
(2)	後退用地に対する報償金額 [対象一寄附]	後退用地の面積に次の金額を乗じて算定した金額 （市街化区域） 1平方メートルにつき2万円 （市街化調整区域） 1平方メートルにつき5千円
(3)	角地等の後退用地及びすみ切りの用地に対する報償金額 [対象一寄附]	後退用地の面積に次の金額を乗じて算定した金額 （市街化区域） 1平方メートルにつき4万円 （市街化調整区域） 1平方メートルにつき1万円
(4)	角地等の後退用地及びすみ切りの用地にある物件、または既に道路中心より2メートル後退している物件の移転等に対する補償金額 [対象一寄附]	一定の補償基準に基づき算定した金額

(4)については、現地で対象物件の調査が必要になりますので、移転時期などについて建設総務課と協議してください。なお、報償金等は課税対象となる場合がありますので税務署でご相談ください。



●お問い合わせ先

建設部建設総務課

TEL 04-2998-9171

